

標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正 令和七年 国土交通省告示第百九十九号

目次

- 第一章 総則（第一条～第二条）
- 第二章 運送業務等
- 第一節 通則（第三条～第五條）
- 第二節 運送の申込み及び引受け（第六条～第十七条）
- 第三節 積付け（第十八条）
- 第四節 貨物の受取及び引渡し（第十九条～第二十六条）
- 第五節 指図（第二十七条～第二十九条）
- 第六節 事故（第三十条～第三十一条）
- 第七節 運賃、料金等（第三十二条～第三十八条）
- 第八節 責任（第三十九条～第五十二条）
- 第九節 連絡運輸（第五十三条～第六十条）
- 第三章 積込み又は取卸し等（第六十一条～第六十四条）

第一章 総則

（事業の種類）

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

第二章 運送業務等

第一節 通則

- （受付日時）
第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- （運送の順序）
第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当事由がある場合は、この限りではありません。
- （引渡期間）
第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
二 日未滿の滞数は一日とします。
三 集配期間 集貨及び配車をする場合にあつては各日
前項の規定による引渡期間の満後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもつて延着とします。

（運送の申込み）

- 第六条 当店は、貨物の運送を申込みする者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（金貨等を除く）を提出し、申込者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第百八十三号）第十二条第二項に規定する真実又は個々の事業として事業の遂行を目的とする運送契約の締結を目的とする旨を明記すること（以下「真実事項」という。）であることを、運送申込書に記載することとします。
- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
二 当店の商号並びに住所及び電話番号
三 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
四 集貨及び配車又は発送及び到着の希望日時
五 集貨先及び配車先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
六 運送の取扱類別
七 運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、燃料サチーラジ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額及び支払方法
八 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
九 高価品については、貨物の種類及び価額
十 第六十一条に規定する付帯業務の委託するときは、その旨
十一 第六十二条第一項に規定する付帯業務を委託するときは、その旨及び当該付帯業務の内容
十二 運送保険に付するときは、その旨
十三 特約事項があるときは、その内容
十四 本約款の内容について承諾する旨
十五 運送申込書の提出年月日
十六 その他その貨物の運送に関し必要な事項

- 前項において、当店は電報的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他電報通信の技術を利用する方法）であつて、当店が定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を選定しているときは、前項の運送申込書提出に代えて、申込者は、当該運送申込書に記載すべき事項を電報的方法により提供することができる。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなす。
- （運送の引受け）
第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者と協議により、当該運送を引き受けることとします。このときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、この限りではあるが、運送引受けを交付します。ただし、真偽等以外の者が申込者であるときは、この限りではあるが、運送引受けを交付しません。

- 一 集貨及び配車又は発送及び到着の予定日時
二 第六十二条第一項に規定する付帯業務を行うときは、その旨及び当該付帯業務の内容
三 第六十二条第二項に規定する付帯業務を行うときは、その旨及び当該付帯業務の内容
四 運送引受けの交付年月日
五 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受け書の交付に代えて、当該運送引受け書に記載すべき事項を電報的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受け書を交付したものとみなす。
- （貨物の種類及び性質の確認）
第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を確認することを申込者に求めることがあります。
- 一 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを検査することがあります。
- 二 当店は、前項の規定により検査をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 三 当店は、前項の規定により検査をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

- （引受け拒絶）
第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。
一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき
二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をしないとき
三 当該運送に適する設備がないとき
四 当該運送が、法令の規定又は特別の負担を求められたとき
五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
六 天災その他やむを得ない事由があるとき

- （高価品及び貴重品）
第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一 金貨、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、商品券その他の有価証券並びに石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
二 美術品及び骨董品
三 容器及び荷造りに加え、一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
四 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにつき、これをいいます。
五 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

- （運送の取扱類別等不明な場合）
第十一条 当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受け書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の取扱類別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められることにより、当該貨物の運送をします。
（荷造り）
第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱類別等に応じ、運送に適するように荷造りをしてなければなりません。

- 二 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要を荷造りを要します。
- 三 当店は、荷造りが十分なない貨物であっても、他の貨物と接触し与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けるといたします。
- （外装表示）
第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。
一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二 品名
三 個数
四 その他運送の取扱に必要事項

- （動物等の運送）
第十四条 当店は、動物が認めたとときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に對して次に掲げることを請求することがあります。
一 一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指示すること。
二 当該貨物の運送につき、付添人をつけること。

- （危険品 品）
第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、そのおそれその他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（連絡運輸）

- 第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。
（利用運送及び利用運送手数料）
第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車運送事業者の商号又は名称等と通知します。
二 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金を定める利用運送に係る手数料を受けます。
三 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もつた手数料を取受けます。
- （積付け）
第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
二 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

（受取及び引渡しの方法）

- 第十九条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配車先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
（荷理者等に対する引渡し）
第二十条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
一 荷受人が引渡先が不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄留倉、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
（留置権の行使）
第二十一条 当店は、貨物に関与する引渡先、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
二 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けたときは、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）

- 第二十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託した貨物の引渡しの費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託した貨物の引渡しの費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、その貨物を寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託した貨物の引渡しの費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十五条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託した貨物の引渡しの費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託した貨物の引渡しの費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十七条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託した貨物の引渡しの費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十八条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託した貨物の引渡しの費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十九条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託した貨物の引渡しの費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
四 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託した貨物の引渡しの費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。）

- 一 運送引受け書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受け書に記載した運賃、料金等の三十分以内
二 運送引受け書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受け書に記載した運賃、料金等の三十分以内
三 運送引受け書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受け書に記載した運賃、料金等の五十分以内

（責任の時期）

- 第三十一条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受取った時に始まります。
（責任の証明）
第三十二条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し、若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

- 第三十三条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理に關して責任を負いません。
（運送申込書の記載の不完全等の責任）
第三十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
二 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

- 第三十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。
二 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用されません。
一 運送契約の締結の時、貨物が高価品であることを当店が知つていたとき。
二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別減減事由）

- 第三十六条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、運送人に直ちに発見されたときは、荷送人に対する当店の責任は第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から運送期間を経過する日まで延長されたものとみなす。
（損害賠償の額）
第三十七条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しはされるべき地及び時における貨物の価額によつて、これを定めます。
二 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しはされるべき地及び時における引渡し一部滅失又は損傷の一部滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
三 第六十二条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要する運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
四 運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
五 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

（除斥期間）

- 第三十八条 当店の責任は、貨物の引渡しされた日から貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しはされる日から一年以内に裁量上請求されなければ、消滅します。
二 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後の限り、合意により延長することができます。
三 当店は、前項第三号から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなす。

（利用運送の際の責任）

- 第三十九条 当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。
（賠償に基づく権利取得）
第四十条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

（責任の原則）

- 第四十一条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。
（運送約款等の適用）
第四十二条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（引渡期間）

- 第四十三条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。
（損害賠償事務の処理）
第四十四条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。
（損害賠償請求権の消滅）
第四十五条 連絡運輸の場合における第四十七条第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいづれに對しても行うことができます。

第三章 積込み又は取卸し等

（積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料）

- 第六十条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料又は実際にかゝる費用を受取り、当店の責任においてこれを行います。

（附帯業務及び附帯業務料）

- 第六十一条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち、縦持ち、梱入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯し一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料又は実際にかゝる費用を受取り、当店の責任においてこれを行います。

（品代金の取立て）

- 第六十二条 品代金の取立ては、別段の定めがある場合を除き、性質の許し限り、第一章の規定を適用します。

（付保）

- 第六十三条 運送の申込みの際に、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。

（施行期日）

- 一 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- 二 この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準貨物自動車運送約款の適用については、なお従前の例による。